

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2023年7月31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒623-0008 京都府綾部市桜が丘3丁目5番地の2		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社関西丸和ロジスティクス 代表取締役 吉井 章			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	室内機 279 台 室外機 56 台	1 台	台	室内機 279 台 室外機 56 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	室内機 24 台 室外機 11 台	台	台	室内機 24 台 室外機 11 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	8.1	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	府内の事業所で所有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が随時、情報を更新するなど、適切に管理している。			
	廃棄時	府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼する予定。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	第一種特定製品のリストを作成し3ヶ月ごとに管理部門で確認し、機器に異常がないかをチェックした。			
	廃棄時	事例なし			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トップランナー機器）を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。